

令和8年度山形県第二種免許取得支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、運転手不足が深刻化しているバス及びタクシー事業者（以下「事業者」という。）における運転手の確保を促進し、地域公共交通の維持を図るため、事業者が従業員の第二種免許取得に係る経費を負担する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で事業者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する運転免許をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、かつ、従業員の第二種免許取得に係る経費を負担した旅客自動車運送事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受けて、一般旅客自動車運送事業を行い、山形県内に本社又は営業所がある事業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない事業者であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ロ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ハ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - ニ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ホ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしているもの
 - ヘ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - ト その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までの間に支払われた第二種免許の取得に要した次に掲げる経費の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

| |
|-----------------------------------------|
| 入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料 |
|-----------------------------------------|

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（補助対象経費に充てるべき国からの補助金並びに公益社団法人日本バス協会及び一般社団法人山形県バス協会等からの助成金等（市町村からの補助金を除く。）があるときは、当該補助金等の合計額を控除した額）の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 大型第二種免許及び中型第二種免許については1人当たり120,000円
- (2) 普通第二種免許については1人当たり90,000円

(交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和9年3月5日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績兼補助金所要額計算書（別記様式第1号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (3) 一般旅客自動車運送事業の許可証の写し
- (4) 第二種免許取得者の運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）に記録されている特定免許情報（同条第3項に規定する特定免許情報をいう。）を用紙に印刷したもの
- (5) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの（自動車教習所からの請求書等）の写し
- (6) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 知事は、前条の交付の決定及び額の確定後、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消)

第9条 知事は、規則第17条第1項に掲げるもののほか、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反する行為があったとき
- (3) 補助金の交付の目的に著しく反する行為があったとき

(関係書類の保管)

第10条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第11条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とし、提出先は、みらい企画創造部地域交通政策課とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。